

飯能市土地区画整理事業ニュース



令和5年3月発行

発行・お問い合わせ：飯能市 区画整理課（土地区画整理事務所内）

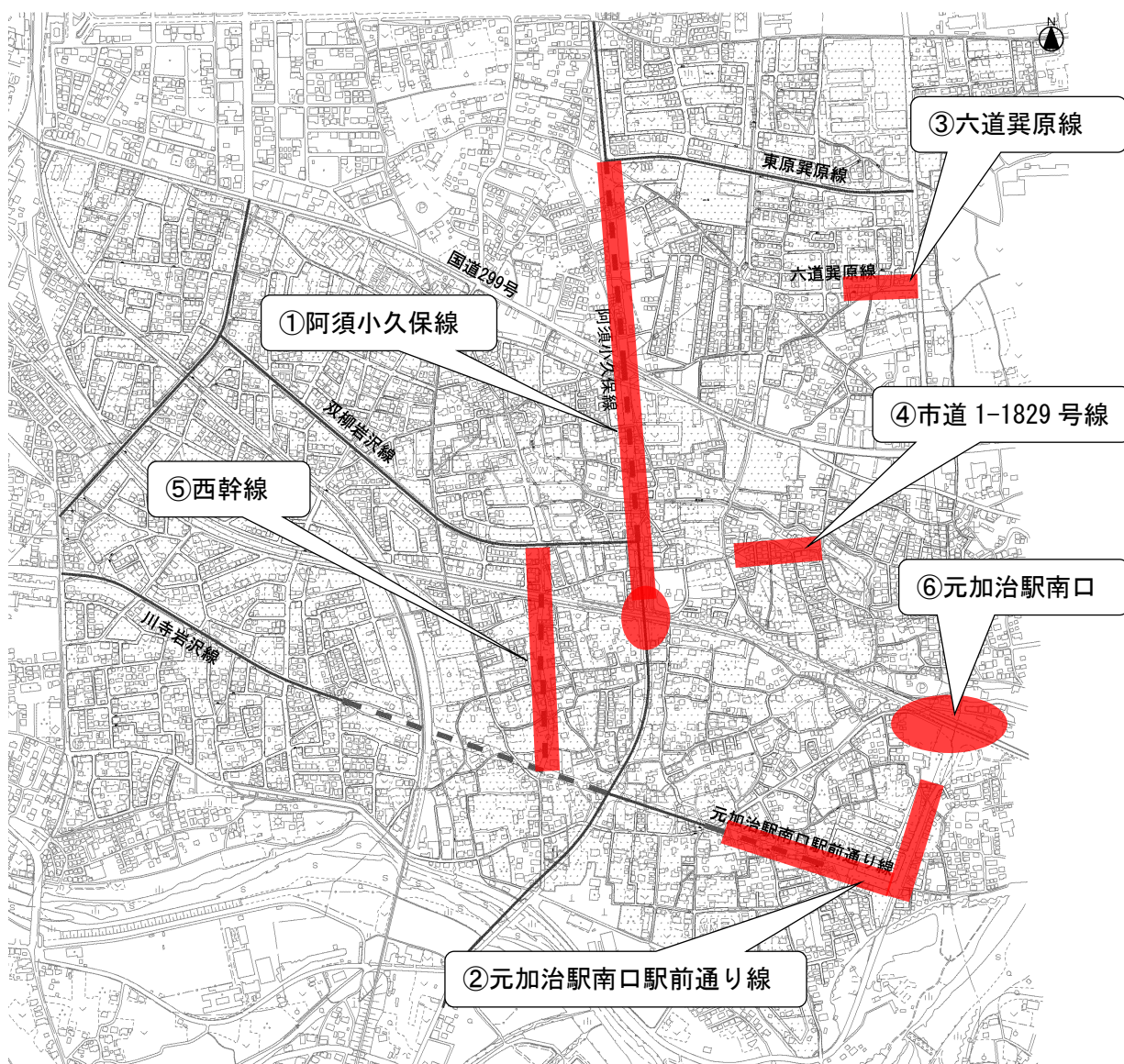
〒357-0045 飯能市大字笠縫 112-1

Tel 042-973-8682 Fax 042-972-1242

Mail kukaku@city.hanno.lg.jp

◇ 令和4年の事業状況

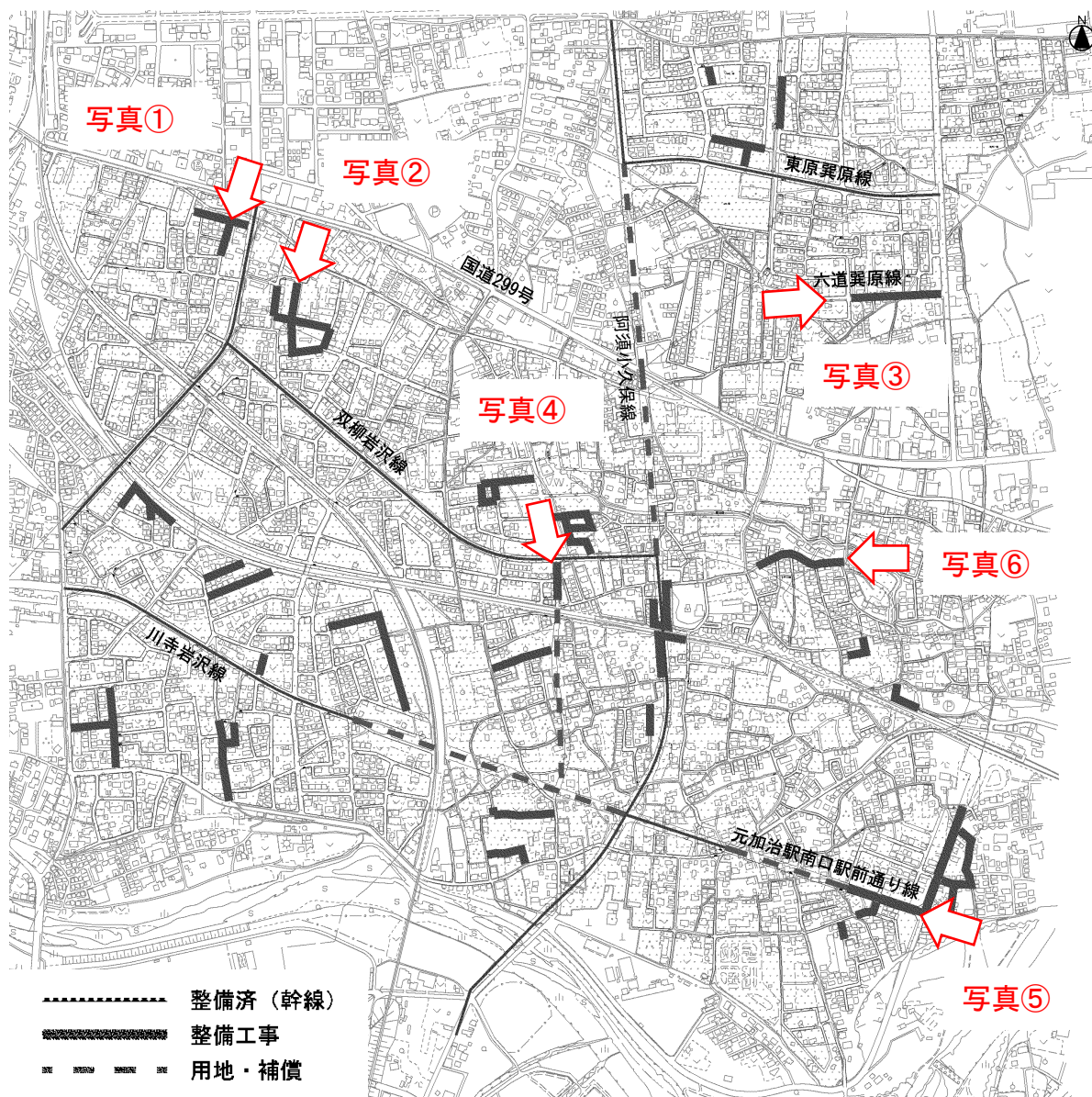
飯能市では、地区内南北の往来を改善するため、阿須小久保線整備を重点的に進めており、今年度は、①阿須小久保線の用地確保に加え、岩沢陸橋周辺道路を整備しています。これにあわせて、地区内幹線のネットワークを構築するため、②元加治駅南口駅前通り線、③六道巽原線、④市道 1-1829 号線及び⑤西幹線の用地確保や道路整備を実施しています。また、市長公約である⑥元加治駅南口の開設については、関係機関と協議を実施し、計画策定の準備を整えました。



位置図

◇ 令和4年の整備状況

笠縫地区では、生活道路の整備を進めており、新たに3路線(写真①、②)の道路築造が完成し、通り抜けができるようになりました。双柳南部地区では、生活道路の整備に加え、東西方向の往来を確保するため、六道巽原線(写真③)の整備を上水道及び下水道と一体で進めました。岩沢北部・南部地区では、西幹線(写真④)や元加治駅南口駅前通り線(写真⑤)の幹線道路の整備を進めるとともに、市道 1-1829 号線(写真⑥)の拡幅整備を進めました。



位置図

◇ 主な整備状況写真



写真①



写真②



写真③



写真④



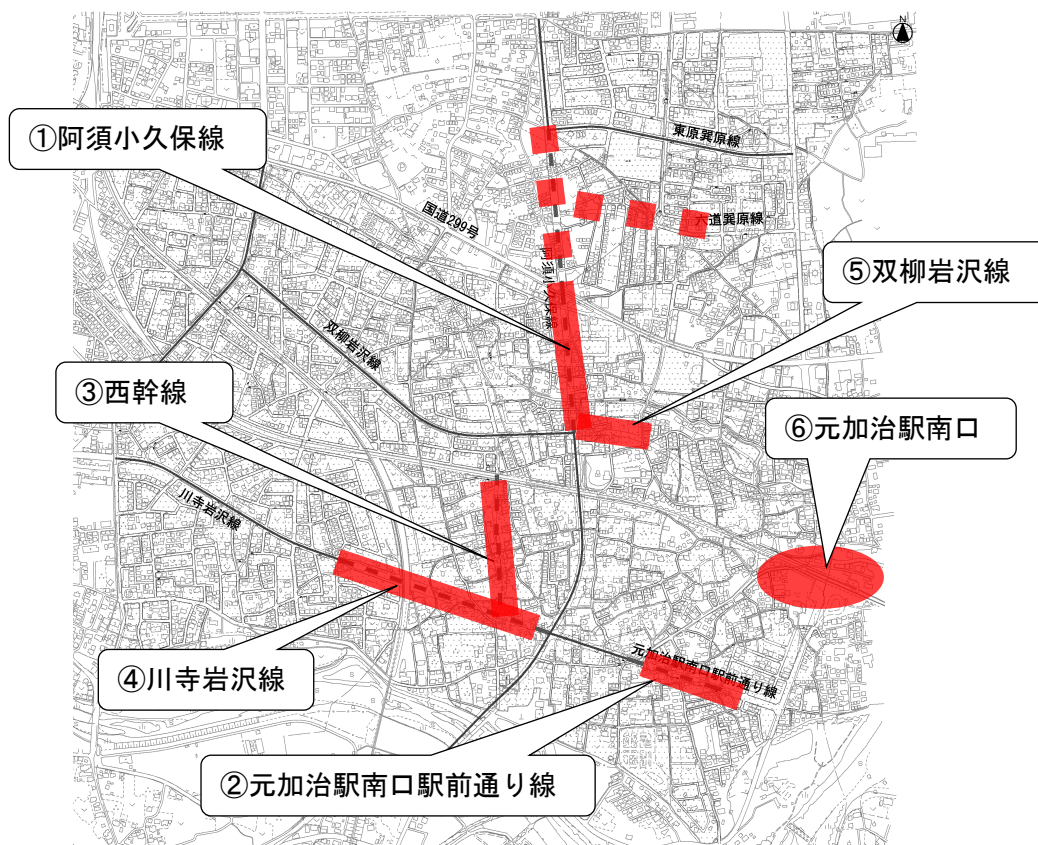
写真⑤



写真⑥

◇ 今後の整備予定

次年度以降の整備につきましては、岩沢地区における①阿須小久保線の白髪白山神社から国道299号までの区間を令和7年度末までに完成させることを目標に取り組んでまいります。これにあわせ、道路ネットワーク構築のため、下図②～⑤の路線整備、そして⑥元加治駅南口開設に向けて引き続き事業進捗を図ってまいります。



位置図

◇ 区画整理課からのお知らせ

1 清算金について

換地の地積は整理前と整理後の宅地の位置や形状等を各々評価して算出しますが、施行上の差異等が生じた場合に、金銭による徴収又は交付を行い、宅地間での公平を図ります。その金額を「清算金」といいます。清算金が確定するのは、事業がすべて完了した段階で行う換地処分の公告日の翌日であり、その公告の日時点の権利者を対象に徴収・交付を行います。

2 土地区画整理事業地内における建築行為等や権利変動について

建築行為（開発行為）や工作物を設置する場合は、土地区画整理法第76条に基づく許可が必要です。また、土地区画整理事業地区内の土地の権利に関して変更等がありましたら、届出が必要となります。